

(子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱の策定)

- 内閣府に、法第26条に基づく特別の機関として、内閣総理大臣を長とし全閣僚から成る子ども・若者育成支援推進本部が設置された。
- 子ども・若者育成支援推進本部は、平成22(2010)年7月23日、法に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」)が子ども・若者育成支援推進本部で決定された。

(大綱に基づく施策の点検・評価)

- 大綱の実施を推進するとともに、それに基づく施策の実施状況について点検・評価を行うため、平成23(2011)年7月、有識者からなる子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催が決定された。

第2章 全ての子供・若者の健やかな成長の支援

第1節 自己形成支援

1 日常生活能力の習得

(1) 基本的な生活習慣の形成

(学校教育における取組)

- 平成20(2008)年と21(2009)年に改訂された学習指導要領¹(以下「現行学習指導要領」という。)では、特に小学校低学年において、あいさつなどの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことに関する指導を重視するなど、道徳教育の充実を図っている。
- 文部科学省は、「心のノート」を全面改訂して作成した道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布した。また、中央教育審議会の答申「道徳に係る教育課程の改善等について」(平成26年10月)を踏まえ、平成27(2015)年3月に、平成30(2018)年度から小学校、平成31(2019)年度から中学校において道徳を「特別の教科」に位置付けるための学習指導要領の一部改正などを行った。

(社会全体で取り組む子供の生活習慣づくり)

- 文部科学省は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。平成26(2014)年度には、「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会」を開催し、中高生や保護者などを対象とした普及啓発資料及び指導者用資料を作成した。平成27(2015)年度は新たに、中高生を中心とした生活習慣マネジメントサポート事業を実施する。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設における運動を積極的に推進し、子供の生活リズムの向上に努めている。

(食育活動の推進)

- 「第2次食育推進基本計画」(平成23年3月)では、「小学校5年生のうちほとんど朝食を食べないと回答した者」の割合を、平成27(2015)年度までに0%とすることを目指している。
- 内閣府は、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、「食育ガイド」²を作成し、啓発を図っている。
- 文部科学省は、食に関する指導を行う栄養教諭の都道府県への配置を促進している。
- 厚生労働省は、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進してい

1 文部科学省は、平成20年3月に小・中学校の、平成21年3月に高校の学習指導要領の改訂を行った。
2 <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/guide/index.html>

る。

○農林水産省は、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための教育ファームの実施などの食育を推進している。

○内閣府食品安全委員会は、ホームページで、子供向けの食品安全に関する情報を解説している。また、小学校5・6年生とその保護者を対象とする「ジュニア食品安全委員会」を夏休み期間中に開催している。

(2) コミュニケーション能力や規範意識等の育成

○学校教育では、教育活動全体を通じて、思いやりの心を持つことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることに関する指導が行われている。また、伝え合う力の育成を重視し、発表・討論を積極的に取り入れた学習活動が行われている。

○青少年教育施設では、社会性や協調性を育むため、自然体験や集団宿泊体験といった様々な体験活動の機会と場が提供されている。

○警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。

○総務省は、子供のメディアリテラシー³を向上させるため、小学生・中学生・高校生用の教材の開発、貸出しなどを行っている。

(3) 体力の向上

(地域社会での体力向上の取組の推進)

○文部科学省は、平成25(2013)年度から、学校や家庭、スポーツ団体といった地域社会全体が連携して行う子供の体力向上に向けた取組の定着を図るモデル事業を実施している。

(学校における体育・運動部活動の振興)

○文部科学省は、中学校で必修とされている「武道」において、外部指導者の活用などによる安全かつ円滑な実施を推進している。

2 多様な活動機会の提供

(1) 集団遊びの機会の確保

○厚生労働省は、児童館⁴の整備を推進し、子供の集団遊びや異年齢児との交流の機会を確保している。

○文部科学省と厚生労働省は、放課後の安全で健やかな居場所づくりを推進している。

(2) 読書活動の推進

○文部科学省は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」と「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第3次)」(平成25年5月)に基づき、「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催などにより、子供の読書活動を推進している⁵。

(3) 地域等での多様な活動

(体験活動の推進)

○文部科学省は、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、体験活動を推進する企業の表彰に取り組んでいる⁶。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少

3 次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的(インタラクティブ)コミュニケーション能力

4 「児童福祉法」(昭20法164)第40条に規定する児童厚生施設の1つ。

5 「子ども読書の情報館」ページ<http://www.kodomodokusyo.go.jp>

6 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taiken.htm

年団体と連携して、「体験の風をおこそう」運動を推進している⁷。

(環境学習)

- 環境省を始めとする関係府省は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」と「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(平成24年6月)に基づき、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供している⁸。
- 環境省は、「持続可能な開発のための教育」(ESD: Education for Sustainable Development)の視点を取り入れた環境教育プログラムの作成や実証などを通じて、持続可能な社会の担い手を育む環境教育を推進している。
- 文部科学省は、子供がその発達段階に応じて、環境の保全についての理解と関心を様々な機会に深めることができるよう、学校教育と社会教育で環境教育を推進している。

(自然体験)

- 文部科学省は、広く体験活動に対する理解を求めめるための家庭や企業に対する普及啓発を推進している。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設の立地条件や特色を活かした自然体験活動の機会と場の提供を行っている。
- 林野庁は、文部科学省と連携して、子供が森林で様々な体験活動を行う機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を推進している⁹。また、国有林野事業の中で、学校による体験活動の場を提供する「遊々の森」の設定に取り組んでいる¹⁰。
- 環境省は、「みどりの月間」(4月15日～5月14日)や、「自然に親しむ運動」(7月21日～8月20日)、「全国・自然歩道を歩こう月間」(10月1日～31日)を通じて、子供が自然とふれあう機会を提供している。

(警察による社会奉仕活動やスポーツ活動の場の提供)

- 警察は、少年の社会奉仕活動や生産体験活動といった社会参加活動、警察署の道場を開放した少年柔剣道教室を始めとするスポーツ活動を行うなど、少年の多様な活動機会の確保と居場所づくりを推進している。

(文化活動の奨励)

- 文部科学省は、実演芸術に身近に触れることができる機会の提供¹¹や、伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する取組に対する支援¹²など、子供の文化芸術体験活動を推進している。

(図表2)

7 <http://www.niye.go.jp/services/taikennokaze/>。構成団体は次の通り。
NPO法人自然体験活動推進協議会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、公益社団法人全国公民館連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、公益社団法人ガールスカウト日本連盟、公益社団法人日本PTA全国協議会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益社団法人日本キャンプ協会、NPO法人日本子守唄協会、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合、NPO法人全国ラジオ体操連盟、公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団、一般社団法人日本ユースホステル協会。一般財団法人社会通信教育協会、全国児童養護施設協議会、公益財団法人ハーモニセンター。

8 http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/

9 林野庁「子ども森林館」ページ<http://www.rinya.maff.go.jp/kids/top.html>

10 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyouteiseido.html#yu-yu

11 <http://www.kodomogeijutsu.com/>

12 <http://oyakokyoshitsu.jp/>

図表2 文化芸術体験事業



(出典) 文化庁次代を担う子供の文化芸術体験事業ホームページ (<http://www.kodomogeijutsu.com/>)

(花育活動の推進)

○農林水産省は、文部科学省や国土交通省と連携して、花や緑との触れ合いを通じて子供に優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育活動」を推進している。

(都市と農山漁村の共生・対流の促進)

○農林水産省、文部科学省、総務省は、子供の農山漁村での宿泊体験活動に関する取組に支援を行っている。

(4) 生涯学習への対応

(高等教育機関における学修機会の充実に係る取組)

○独立行政法人日本学生支援機構は、平成26(2014)年度から、若者の学び直しを支援するため、奨学金制度の弾力的運用(同学種間(例:学部→学部)での再貸与の制限の緩和)を行っている。

(学習した成果の適切な評価)

○文部科学省は、民間教育事業者などが行う検定試験の質の確保や向上を図っている。

(女性の生涯学習)

○文部科学省は、女性のライフプランニング支援に関する情報提供をホームページで行っている。

3 学力の向上

(1) 知識・技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立

○文部科学省は、現行学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向け、教職員定数の改善や新たに必要となる補助教材の作成・配布、理科教育設備の整備への支援、理数教育や外国語教育その他の各教科や活動の充実に支援している。平成27(2015)年度には、

- ・全国学力・学習状況調査¹³による子供の学力や学習状況の把握・分析

13 平成27年度調査は、国語、算数・数学、理科の3教科で、対象学年(小6、中3)の全ての子供を対象とした悉皆調査。

- ・理科教育を充実させるため、小学校・中学校に観察実験アシスタントを配置支援する補助事業の推進や、理科教育設備整備費補助の充実
- ・地域の人材・企業などの協力による、全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実
- ・課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）の推進や、学習内容の習熟の程度に応じた指導などの個に応じた指導の充実

などを行う。（図表3、図表4）

また、「英語教育の在り方に関する有識者会議」¹⁴において、小・中・高校を通じた英語教育の抜本的充実に係る検討を行い、同年9月に報告書を取りまとめた。

図表3 現行学習指導要領の理念



（出典）文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/newcs/idea/index.htm）

図表4 現行学習指導要領実施スケジュール

1. 基本的なねらい

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
- (3) 道徳教育や体育等の充実により、豊かな心と健やかな体を育成すること

2. 授業時数の増加と教育内容の改善内容

(1) 授業時数の増加

小学校では、週当たりの授業時数が低学年で2コマ、中・高学年で1コマ増加した。特に、国語、社会、算数、理科、体育の授業時数は6年間で約1割増加している。中学校では、週当たりの授業時数が1コマ増加した。特に、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数は、3年間で約1割増加している。

(2) 教育内容の主な改善事項

(ア) 言語活動の充実

言語は、論理や思考といった知的活動、コミュニケーション、感性・情緒の基盤である。このような力を育むため、国語はもとより様々な教科などでも、学習する知識・技能を活用したレポートの作成やクラスでの話し合いを行うなど、言葉の果たす役割を重視した授業を進める。

(イ) 理数教育の充実

国際的な通用性と内容の系統性の観点から指導内容を充実した。また、反復による指導や観察・実験も充実した。

(ウ) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実した。

(エ) 道徳教育の充実

小・中学校の道徳教育は、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化した。

(オ) 体験活動の充実

集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動、ボランティア活動といった社会奉仕体験や就業体験を推進するなど、体験活動の充実を図った。

(カ) 外国語教育の充実

小学校第5・6学年における週1コマの外国語活動の必修化、中学校における外国語科の授業時間の3割増、高校における「授業は生徒の理解の程度に応じた英語を用いて行うことを基本とする」などの改善を図った。

(2) 基礎学力の保障等

○文部科学省は、習熟度別少人数指導、ティーム・ティーチング、小学校の専科指導など指導方法の工夫・改善を行う学校や、特別な配慮が必要な学校などに対し、教職員の加配定数を措置してい

る。

(3) 高校教育の質の確保・向上

○文部科学省は、学習指導要領の改訂や各学校における学校評価の取組の推進などの多様な施策を実施している。

(4) 学校教育の情報化の推進

○文部科学省と総務省は、平成26(2014)年度から、クラウドなどの最先端技術を活用した新たな連携事業「先導的な教育体制構築事業」,「先導的教育システム実証事業」に取り組んでいる。

4 大学教育等の充実

(1) 大学の教育内容の充実

(教育機能の充実)

○文部科学省は、個性・特色ある優れた取組に対し、新たな教育改革の方向性に合致した先進的な取組を支援する「大学教育再生加速プログラム」を始めとする財政支援や情報発信を行っている¹⁵。

(教育研究の質の維持・向上)

○文部科学省は、大学の設置認可申請から完成年度までの質の保証を行っている。また、認証評価制度により、恒常的に大学の教育研究の質の維持・向上を図っている。

(高度な大学教育の充実)

○文部科学省は、産・学・官の参画を得つつ専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する「博士課程教育リーディングプログラム」事業を実施し、大学院教育の抜本的改革を支援している¹⁶。

(2) 専修学校教育の充実

○文部科学省は、専修学校教育の振興を図るため、以下のような取組を行っている。

- ・平成26(2014)年度から、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度を開始
- ・成長分野における中核的専門人材の養成を産学官連携の下で推進

5 経済的支援の充実

(1) 「児童手当制度」

○児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を養育している者に支給される。

(2) 高校生等への修学支援

○文部科学省は、平成22(2010)年度からいわゆる高校授業料無償化制度により、授業料に対する支援を行ってきた。平成25(2013)年には、低所得世帯の生徒への支援の充実と公私間格差の是正を図るため、所得制限を設ける法改正を行った¹⁷。平成26(2014)年4月より、所得制限により捻出された財源で、私立高校などにおける低所得世帯の生徒への就学支援金の加算拡充や、「高校生等奨学給付金制度」の創設などを行っている。

(3) 奨学金等の支援

(初等中等教育段階における取組)

○文部科学省は、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、以下の取組を行っている。

- ・入園料や保育料を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部補助を行っている。平成27(2015)年度は、市町村民税非課

15 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/index.htm

16 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm

17 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年法律第90号)

税世帯に当たる家庭の保護者負担軽減の拡充を行う。

- ・ 経済的理由により小学校・中学校への就学が困難と認められる子供の保護者に対しては、各市町村が学用品の給与などの就学援助を行っている。
- ・ 高校生等に対しては、所得連動返済型奨学金制度¹⁸の整備を促進している。平成26年度には、低所得世帯の高校生等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金制度」を創設した。

(高等教育段階における取組)

- 文部科学省は、独立行政法人日本学生支援機構¹⁹が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免への支援を行っている。

第2節 子供・若者の社会形成・社会参加支援

1 社会形成への参画支援

(1) 社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進

(学校教育における取組)

- 現行学習指導要領では、社会参画という視点を重視し、例えば、「社会生活を営む上で大切な法やきまり」(小学校)、「契約の重要性」(中学校)、「国民の司法参加」(小学校・中学校・高校)を新たに扱うこととするなど、教育内容の充実が図られている。
- 文部科学省は、平成25(2013)年度から、地域の抱える具体的な課題の解決に係る体験的・実践的な学習を学校と地域が連携して行うためのプログラム開発に関する調査研究を教育委員会などに委託して行い、その成果の普及に努めているところである。

(法教育)

- 法務省は、法教育の普及・発展のため、教材やリーフレットの配布、学校への講師派遣などを行っている²⁰。

(租税教育)

- 国税庁は、関係府省や関係民間団体と連携しながら、学校の教員を対象とした講習会や、租税教室への講師派遣などに努めている。

(金融経済教育)

- 金融庁は、大学生に対する「金融リテラシー・マップ」に基づいたモデル授業の実施や、「基礎から学べる金融ガイド」²¹等の高校・高専・短大・大学への無償配布、高校などへの講師派遣等により、金融リテラシーの向上を図っている。

(労働者の権利・義務に関する教育)

- 厚生労働省は、労働者としての権利、義務、各種制度についての教育や啓発活動を推進している。

(2) 子供・若者の意見表明機会の確保

- 内閣府は、子供や若者が積極的に意見を述べる機会を作り、その社会参加意識を高めるため、「青少年意見募集事業」を実施している²²。平成26年度は、関係府省の施策担当者とユース特命報告員が対面で議論・意見交換を行う「ユース・ラウンド・テーブル」を開催した。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、全国の中学生在が社会や世界に向けての意見などを発表する「少年の主張全国大会」を毎年開催している。

18 貸与を受けた本人が一定の収入を得るまでの間、奨学金の返済を猶予する制度。

19 <http://www.jasso.go.jp/>

20 <http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>

21 <http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>

22 <http://www.youth-cao.go.jp/>

2 社会参加の促進

(1) ボランティアなど社会参加活動の推進

- 学校教育では、総合的な学習の時間や特別活動において、ボランティア活動を始めとする社会参加活動が行われている。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を実施している。

(2) 国際交流活動

(グローバル化に対応した国際教育の充実)

- 文部科学省²³は、都道府県や民間団体が行う、高校生に対する海外留学費用の一部支援や外国人高校生の日本の高校への短期招致などを支援している。さらに、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」による留学機運の醸成とともに、平成26（2014）年度に「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を創設し、平成27（2015）年度からは、大学生等に加え、支援対象を高校生にも拡大することとしている。

(国際交流を通じたグローバル人材の育成)

- 内閣府は、国際化する社会に対応し、リーダーシップを発揮して活躍できる人材を育成することを目的に、青年国際交流事業を実施している。(図表5)

図表5 青年国際交流事業



(出典) 内閣府資料

- 文部科学省は、平成26（2014）年度は、「青少年教育施設を活用した国際交流」を実施した。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、絵本・童話を通してお互いの文化の特徴や共通性の認識を深めることを目的とする「日中韓子ども童話交流事業」を実施している。
- 外務省は、アジア大洋州諸国との交流「JENESYS2.0」、北米地域との交流「KAKEHASHI Project -The bridge for tomorrow-」を実施した。

23 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_f.htm